

令和5年度 6月定例

教育委員会会議 議事録

令和5年(2023年)6月23日

吹田市教育委員会

令和5年度 6 月定例教育委員会会議

開催日時	令和5年(2023年)6月23日 午後3時30分～午後4時00分
開催場所	さんくす3番館5階 第1会議室
出席委員	教 育 長 西川 俊孝 教育長職務代理者 安達 友基子 委 員 福田 知弘 委 員 和田 光代 委 員 飴野 仁子 委 員 谷池 雅子
出席説明員	学 校 教 育 部 長 山下 栄治 教 育 監 植田 聡 学校教育部次長教育総務室長兼務 落 俊哉 学校教育部次長学校教育室長兼務 角田 睦 地域教育部次長放課後子ども育成室長兼務 堀 哲郎 教育未来創生室長 薬師川 晃 保健給食室長 小西 正晃 学校教育部総括参事 平野 和男 教育センター所長 木谷 美香 学校教育部総括参事 大江 慶博 青 少 年 室 長 大川 雅博 中央図書館参事 桑名 裕子 青少年クリエイティブセンター館長 池原 寛治 まなびの支援課主幹 田畑 千恵 博 物 館 館 長 高橋 真希

議事内容

○西川俊孝教育長

ただいまから 6 月定例教育委員会会議を開催いたします。

署名委員に安達職務代理者を指名いたします。

それでは本日の傍聴席の数について事務局から説明してください。

○落俊哉学校教育部次長教育総務室長兼務

本日の傍聴席の設置可能数は10席でございます。現在の傍聴希望者数は1名でございます。

○西川俊孝教育長

それでは、本日の傍聴は10名まで許可したいと思いますが、いかがでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

○西川俊孝教育長

異議なしと認め、本日の傍聴は10名まで許可します。傍聴者の入室を許可します。

－ 傍聴者入場 －

○落俊哉学校教育部次長教育総務室長兼務

恐れ入りますが、追加議案を提出させていただきたいと存じますので、よろしくお取り計らいますようお願い申し上げます。

○西川俊孝教育長

ただ今、追加議案の提出の申し入れがされましたが、議題とすることに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○西川俊孝教育長

異議なしと認めます。

それでは、追加議事日程及び追加議案書を配布してください。

－ 追加議案書配布 －

○西川俊孝教育長

それでは、日程第1、報告第10号「吹田市立図書館協議会委員の解嘱について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

○桑名裕子中央図書館参事

日程第1、報告第10号「吹田市立図書館協議会委員の解嘱について」御説明申し上げます。

議案書1ページを御覧ください。

図書館協議会委員の解嘱につきましては、吹田市教育委員会の権限に属する事務の教育長に対する委任等に関する規則第4条第2項の規定により、令和5年5月31日付けで委員の解嘱について臨時に代理しましたので、御報告するものでございます。

被解嘱者の高田 耕平様は、家庭教育の向上に資する活動を行う者の代表として委嘱しておりましたが、辞任届が提出されたものでございます。辞任の理由は、推薦団体の役員改選によるものでございます。

以上簡単な御説明ですが、報告の通り御承認いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○西川俊孝教育長

それでは、この件について、質問、御意見はございませんか。

○西川俊孝教育長

それでは、この件を承認することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○西川俊孝教育長

異議なしと認め、報告第10号「吹田市立図書館協議会委員の解嘱について」を承認します。

それでは、日程第2、議案第37号「吹田市立図書館協議会委員の委嘱について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

○桑名裕子中央図書館参事

日程第2、議案第37号「吹田市立図書館協議会委員の委嘱について」御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書3ページを御覧ください。

この度委嘱しよういたしますのは、欠員補充の1名についてでございます。

議案書5ページの被委嘱者名簿を御覧ください。

曲村 恵美様は、吹田市PTA協議会から御推薦をいただきました。選出区分、家庭教育の向上に資する活動を行う者として、委嘱しようとするものでございます。

なお委嘱期間につきましては、令和5年7月1日から前任者の残任期間である令和5年11月30日まででございます。

今回の委嘱に伴いまして、図書館協議会委員の男女別委員数は、男性4名、女性6名となります。

以上簡単な御説明ではございますが、御審議いただきまして、原案の通り御承認いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○西川俊孝教育長

それでは、この件について、質問、御意見はございませんか。

○西川俊孝教育長

それでは、この件を承認することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○西川俊孝教育長

異議なしと認め、議案第37号「吹田市立図書館協議会委員の委嘱について」を承認します。

それでは、日程第3、議案第38号「吹田市立博物館協議会委員の解嘱について」及び日程第4、議案第39号「吹田市立博物館協議会委員の委嘱について」を一括して議題とします。

事務局の説明を求めます。

○高橋真希博物館館長

日程第3、議案第38号「吹田市立博物館協議会委員の解嘱について」及び日程第4、議案第39号「吹田市立博物館協議会委員の委嘱について」を一括して御説明申し上げます。

議案書7ページを御覧ください。

まず、吹田市立博物館協議会委員の解嘱について御説明申し上げます。被解嘱者である小川 将史様は社会教育関係者の選出区分で、吹田市PTA協議会からの推薦で委嘱しておりましたが、辞任届が提出されたものでございます。辞任の理由といたしましては、PTA協議会の役員担当変更によるものでございます。

続きまして、吹田市立博物館協議会委員の委嘱について御説明申し上げます。恐れ入りますが、11ページの吹田市立博物館協議会委員被委嘱者名簿を御覧ください。

曲村 恵美様は、吹田市PTA協議会顧問で吹田市PTA協議会から御推薦をいただきました。選出区分は、社会教育関係者でございます。

なお、委嘱期間につきましては、前任者の残任期間である令和5年6月24日から令和5年10月31日まででございます。

今回の委嘱によりまして、博物館協議会委員の男女別委員数は、男性が10名、女性が2名で合計12名となります。

以上、簡単な説明でございますが、御審議いただき、御承認いただきますよう、お願い申し上げます。

○西川俊孝教育長

それでは、この件について、質問、御意見はございませんか。

○飴野仁子委員

各協議会の委員について、兼職等は特に問題もないということでしょうか。

兼職といいますのは、今お名前が挙がっている博物館協議会の委員の方と、図書館の協議会の委員の方が同じ方ですけれども、それについては問題ないということですね。

○高橋真希博物館館長

今回図書館協議会と博物館協議会の方が同一人物であることにつきまして、PTA協議会への推薦をお願いしたところ、同一の方を御推薦いただきました。

吹田市の審議会等の委員につきまして、吹田市審議会等の設置及び運営に関する指針では、同一人物が多数の審議会の委員を選任することがないように、委員の兼任防止に努めることとございますけれども、今回、曲村様につきましては図書館協議会と博物館協議会の二つのみの兼任ということで確認をさせていただいております。

PTA役員の方が何人いて、いくつかの審議会からの選出依頼があるかということを確認いたしましたところ、現在PTA協議会の役員数は11名に対して14の審議会から依頼があったと伺っております。

審議会によっては複数人の選出を依頼されているところもあり、役員数に対して委員依頼数が多いために兼任せざるを得ないのが現状でございます。

○飴野仁子委員

つまり、事情としては人が足りないので兼任という事態になってしまっているのですね。しかし、本来は、なるべく同じ人が同時期に協議会委員を兼任しない方が良いという指針に対して、そういった理由で説明できるのかということを確認さ

せていただきたいです。

○高橋真希博物館館長

本来は、兼任がないよう防止に努めるべきだと理解しています。

○西川俊孝教育長

過去にもそういった事例はありましたか。

○高橋真希博物館館長

過去には、博物館協議会の方に関しては、文化財保護審議会と兼任された方がいらっしゃいました。

○飴野仁子委員

なるべく同時期に複数の協議会の兼務にならないようなことが望ましいと思います。

○西川俊孝教育長

御意見ということで。

○安達友基子教育長職務代理者

兼任をしていただく方にとって、兼任は御負担だろうと思っております。これは、PTA協議会の人数がそもそも減って、なり手がいなくて兼任せざるを得ない現在の状況になっているのか。あるいは、依頼数が増えることで現在の状況になっているのか、いずれかわかりますか。

○堀哲郎地域教育部次長放課後子ども育成室長兼務

PTA役員の数については、申し訳ございませんが手元に資料がございませんので、減ってきているのかどうか今お答えしかねます。

先ほどから御説明させていただいておりますように、複数の委員会に同じ方が入らない方が良いということについて、様々な御意見をちょうだいする審議会の中で、同じ方の御意見ばかりを聞くことはよくないので、兼任を外していきましょうという大きな方向性がございます。一方で、やはりPTA協議会という、学校における子供たちの教育を見られている方の御意見というのは我々とし

ては聴取をしたいところでございます。そのため、なかなか審議会の委員から外していくことは現時点では難しいと思っております。

役員になっていただくということで、当然御負担をかけるわけでございますから、その点について今後考えていかないといけないと思っております。

○安達友基子教育長職務代理者

このような審議会などが増えていったり、委嘱が増えたりすることはよくあることだと思っております。内容によっては、PTA協議会ではないところからの推薦であったりとか、広く募集したりして、代われるものがあるなら PTA 協議会の推薦を減らしていても良いのではないかと思います。今後、このようなことを考えていただけたら良いと思います。

○飴野仁子委員

先ほど御説明あったように人数が足りないからというような理由ではなくて、やはり御推薦されるのであれば、この方をもって代え難いという御説明があるべきだろうと思っております。それから、そういったことに関わっている方の御声をいただきたいのは当然のことですので、なるべく同時期に重ならないような形が望ましいと思っております。

結果的に兼任という形にならざるをえないのも重々承知しておりますけれども、やはり兼任が慣例になっていかないように、もともとの主旨に近づけるようお願いしたいと思います。

○西川俊孝教育長

それでは、この件を承認することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○西川俊孝教育長

異議なしと認め、議案第 38 号「吹田市立博物館協議会委員の解嘱について」及び日程第 4、議案第 39 号「吹田市立博物館協議会委員の委

嘱について」を承認します。

それでは、日程第 5、議案第 40 号「吹田市立青少年クリエイティブセンター運営審議会委員の委嘱について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

○池原寛治青少年クリエイティブセンター館長

日程第 5、議案第 40 号「吹田市立青少年クリエイティブセンター運営審議会委員の委嘱について」御説明申し上げます。

このたび委嘱します運営審議会委員は、委員 15 名のうち、昨年 8 月に委嘱しました市民公募委員 2 名を除く 13 名が、本年 6 月 30 日をもって、任期満了となることによるものでございます。

恐れ入りますが、議案書 15 ページの吹田市立青少年クリエイティブセンター運営審議会委員被委嘱者名簿を御覧ください。

初めに酒井 睦美様は、吹田市立第二中学校長で、学校教育関係者として委嘱しようとするものでございます。

続きまして、清水 厚彦様は、吹田市立岸部第一小学校長で、学校教育関係者として委嘱しようとするものでございます。

続きまして、郷 文子様は、吹田市立岸辺第二小学校長で、学校教育関係者として委嘱しようとするものでございます。

続きまして、大原 猛様は、吹田市青少年対策委員会連絡協議会から御推薦をいただき、社会教育関係者として委嘱しようとするものでございます。

続きまして、大橋 善正様は、吹田市青少年指導員会から御推薦をいただき、社会教育関係者として委嘱しようとするものでございます。

続きまして、主森 真千子様は、吹田市 PTA 協議会から御推薦をいただき、社会教育関係者として委嘱しようとするものでございます。

続きまして、西川 緑一様は、吹田市民生児童委員協議会から御推薦をいただき、市内の公共的団体の代表者として委嘱しようとするものでございます。

続きまして田村 尚俊様は、吹田市きしべ地域

人権協会から御推薦をいただき、市内の公共的団体の代表者として委嘱しようとするものでございます。

続きまして、森 ゆみ様は、吹田市きしべ地域人権協会から御推薦をいただき、市内の公共的団体の代表者として委嘱しようとするものでございます。

16ページに移りまして、狩俣 正雄様は大学教授で、学識経験者として委嘱しようとするものでございます。

続きまして、上坂 純朗様は、元小学校の校長先生で、学識経験者として委嘱しようとするものでございます。

続きまして前田 都様は、元小学校の校長先生で、学識経験者として委嘱しようとするものでございます。

続きまして大川 賢治様は、高等学校の校長先生で、学識経験者として委嘱しようとするものでございます。

委嘱期間につきましては、令和5年7月1日から令和7年6月30日まででございます。

今回の委嘱により、吹田市立青少年クリエイティブセンター運営審議会委員は、男性9名、女性6名の計15名となります。

以上簡単な御説明ではございますが、御審議いただき、原案通り御承認いただきますようお願い申し上げます。

○谷池雅子委員

主森様と大川様に関しましては今回新規新任ということですか。それで間違いはないですか。

○池原寛治青少年クリエイティブセンター館長

おっしゃる通りで今回からになります。

○谷池雅子委員

書類上では、解嘱があって、委嘱があるという形ですが、青少年クリエイティブセンターについては、解嘱という方がいらっしゃらないですけど、これはそのまま増員なのでしょう。

○池原寛治青少年クリエイティブセンター館長

新たに引き継ぐ方もいらっしゃいますが、今までの各方が任期満了ということで、13名新たに委嘱という形にはなっております。

○谷池雅子委員

任期満了の方は書類載せないことですね。

○池原寛治青少年クリエイティブセンター館長

はい、そうなっております。

○飴野仁子委員

皆さんの略歴が書かれておられて、御説明の中で2名の方を元校長とご説明がありましたが、現職でない方については選出区分については、書かないのでしょうか。もし他の方々の略歴を書くのであれば、元小学校、元中学校を書いても良いのではないのでしょうか。あるいは、全く書かずにこの選出区分だけで、通すやり方もあるとは思いますが。

名簿の作り方はこの件にかかわらず、どのようにしていくのが時代に合ったことなのかということはその都度、検討があるべきだと思います。

それで、同時に思っておりましたのは、大阪府内の教育委員会の委員及び教育長名簿が毎年作られておられて、この教育委員に着任した時に私非常に違和感があって教育長に実は申し上げたことがあります。

つまり、もっぱら勤め先の学校名が書かれていますが、そんなものが必要ですか、その選出区分のみでもよろしいのではないですかということ意見を申し上げたことがあります。

それから2年ほど経ちまして、今年もいただいたときに、自治体によっては同じ府内でも、例えば、弁護士、医師とか、大学教員というところを一切消しているところもございます。

名前も、生年月日、勤め先などの情報はどこまで載せるべきなのか、あるいは一切伏せているところもあるし、そのまま書いているところもあるし、書き方を工夫して、学校名などを消しているというように、何パターンかあるようです。吹田市につい

ても、ここで書くべき内容については検討があつてはどうかと思います。

今のような委員の任命の時については、ここだけでわからないという委員会の場合もあるので、最低限のことを出すべきだと思います。

今回の表だと、ここが空白でなくて、きちっと書いてあつても良いのかなということをおもいました次第です。

○谷池雅子委員

これはやはり委員としての妥当性を示すものとして書いておいたほうが良いのかなと思います。私は、元小学校長と書いたら良いのではないかと思います。それで、ずっと略歴が書いていて、二つだけ白枠でしたら、そこで意識はそちらに行きますよね。やっぱりプレゼンとしては、それはやめていただきたいと思います。

○西川俊孝教育長

それでは、この件について、質問、御意見はございませんか。

○西川俊孝教育長

それでは、この件を承認することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○西川俊孝教育長

異議なしと認め、議案第40号「吹田市立青少年クリエイティブセンター運営審議会委員の委嘱について」を承認します。

それでは、追加日程第1、議案第41号「吹田市吹三地区公民館及び吹田市吹三地区高齢者いこいの間建設工事(建築工事)請負契約の締結について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

○田畑千恵まなびの支援課主幹

追加議事日程第1、議案第41号吹田市吹三地区公民館及び吹田市吹三地区高齢者いこい

の間建設工事(建築工事)請負契約の締結について御説明させていただきます。

追加議案書の1ページを御覧ください。

本議案は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長から意見を求められました。

令和5年7月市議会定例会に提案される、市長の作成する議会の議案につきまして御承認をお願いするものでございます。

吹田市吹三地区公民館及び吹田市吹三地区高齢者いこいの間建設工事(建築工事)につきましては、一般競争入札の実施により、去る6月7日に開札し、業者が決定いたしましたことから、契約を締結しようとするものでございます。

予算につきましては、さきの令和5年2月市議会定例会におきまして御可決いただいたところでございます。

続きまして、3ページを御覧いただきたいと思

います。まず工事の概要でございますが、地区公民館及び高齢者いこいの間の複合施設として、鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造、地上2階、延べ床面積639平方メートルを整備するものでございます。

工事場所は吹田市高城町19番7号他でございます。

工期につきましては、令和5年7月市議会議決後から令和6年7月31日までを予定しております。

請負金額は2億7409万5800円。

請負者は森繁建設株式会社でございます。

なお、参考資料といたしまして、工事の概要のほか、請負者の営業の沿革、主たる工事の経歴、貸借対照表、損益計算書、配置図、平面図面等を添付しておりますので、御参照の上、よろしく御審議いただき、御承認いただきますよう、よろしく願いいたします。

○西川俊孝教育長

それでは、この件について、質問、御意見はございませんか。

○西川俊孝教育長

それでは、この件を承認することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○西川俊孝教育長

異議なしと認め、議案第41号「吹田市吹三地区公民館及び吹田市吹三地区高齢者いこいの間建設工事(建築工事)請負契約の締結について」を承認します。

○西川俊孝教育長

それでは、これをもちまして本日の議事日程終了いたしましたので、令和5年6月定例教育委員会会議を閉会いたします。